

「公民館の個人利用について」とのご意見について回答いたします。

令和4年6月7日 掲示

はじめに、お電話でお問い合わせのありました大田原市の市有施設で「ピアノの練習ができる施設」（ピアノを所有している施設）につきましては、大田原市総合文化会館、那須野が原ハーモニーホール、ピアートホール、大田原東地区公民館になります。

大田原東地区公民館につきましては、社会教育法に基づき運営を行っている社会教育施設であるため、社会教育法第2条で規定されている「社会教育＝主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」のために使用される施設となっております。

したがって、個人の利用は「組織的な教育活動」に当たらないことから、大田原市では公民館施設の個人への貸出は行っておりません。

また、大田原市ホームページの「大田原市公共施設予約・案内システム」における個人登録につきましては、スポーツ施設の個人利用者を対象としたもので、公民館の個人利用を想定したものではありません。

お電話をいただいた際、明確な規則等について説明不足でありましたこと、ならびに不快な思いをさせる結果となりましたこととお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

公民館の個人利用につきましては、全国的にも個人利用を認めることを明記している自治体も増えてきています。

公民館の運営方針は社会教育法第23条に定められているとおり、営利目的としての事業などを行ってはならない行為の他、個人利用の場合においても生涯学習活動以外の利用はできませんが、大田原市といたしましては、これからの公民館の在り方や利用方法につきまして、皆様のご意見を聞きながら改善に努めて参りますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

※ピアノの練習ができる市有施設について

【大田原市文化会館】

- ・貸出対象：舞台
- ・舞台使用料 ①平日（午前9時～午後5時まで）：1時間あたり500円
②平日（午後5時～午後10時まで）：1時間あたり1,000円
③休日（午前9時～午後5時まで）1時間あたり1,000円
④休日（午後5時～午後10時まで）1時間あたり1,500円
- ・ピアノ使用料：1時間あたり400円
- ・照明使用料：1時間あたり200円

【ピアートホール】

- ・貸出対象：リハーサル室
- ・リハーサル室使用料（居住地が大田原市、那須塩原市、那須町の方）
①午前（午前9時～正午）：リハーサル室1室1,000円
②午後（午後1時～午後5時）：リハーサル室1室1,000円
③夜間（午後6時～午後10時）：リハーサル室1室2,000円
④全日（午前9時～午後10時）：リハーサル室1室3,000円
- ・ピアノ使用料：1台につき1,000円

※居住地が大田原市、那須塩原市、那須町以外の方が使用する場合は1.2倍の料金となります。

【回答に関する問い合わせ先】

教育部 生涯学習課 中央公民館係 TEL：0287（23）2005

令和4年6月7日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700